

岩手県告示第37号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

令和4年1月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 桜山(3)

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号	
盛岡市	浅岸	一丁目	27番	標柱1号	
			25番	標柱9号	
			26番	標柱10号及び11号	
			8番5	標柱12号	
			8番17	標柱13号	
	加賀野	桜山	51番15地先水路敷	標柱2号	
			51番14	標柱3号及び4号	
			51番9	標柱7号	
			51番1	標柱8号	
			東桜山	151番7	標柱5号
				151番5	標柱6号